

令和 2 年度

港湾局関係予算決定概要

令和元年 12 月 20 日  
国土交通省港湾局



## 【令和2年度港湾局関係予算の基本方針】

令和2年度予算においては、「被災地の復旧・復興」、「生産性と成長力の上げの加速」、「国民の安全・安心の確保」及び「豊かで暮らしやすい地域づくり」の4分野に重点化し、施策効果の早期発現を図る。

これにより、大規模自然災害等から国民の生命と財産を守り、国土強靱化に向けた防災・減災、老朽化対策等を推進するとともに、ストック効果が最大限発揮されるような事業に重点投資を図りつつ、民間投資を誘発する社会資本の整備を推進し、我が国の生産性と成長力を上げ、持続的発展を支える。

あわせて、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持のために行った点検結果を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に講じる。

## 【港湾局関係予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分		令和2年度					前年度 (D)
		通常分 (A)	対前年度比 (A/D)	臨時・特別 措置額 (B)	合計 (C=A+B)	対前年度比 (C/D)	
公 共	港湾整備事業	241,081	1.01	41,802	282,883	1.19	238,573
	港湾海岸事業	11,022	1.07	2,626	13,648	1.32	10,324
	災害復旧事業等	1,275	1.00	-	1,275	1.00	1,269
	合計	253,378	1.01	44,428	297,806	1.19	250,166
非 公 共	国際戦略港湾等 競争力強化対策事業	1,232	0.94	-	1,232	0.94	1,314
	国際クルーズ旅客 受入機能高度化事業	600	0.84	-	600	0.84	712
	港湾関連データ連携基盤の構築 に必要な経費	390	1.28	-	390	1.28	306
	海洋再生可能エネルギー発電設備の 整備に係る海域の利用調整に 必要な経費	337	1.03	-	337	1.03	327
	行政経費	925	1.00	-	925	1.00	924
	合計	3,485	0.97	-	3,485	0.97	3,582
総合計		256,863	1.01	44,428	301,291	1.19	253,748

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分(沖縄関連)を含む。

3) 本表のほか、令和2年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興事業(港湾：10,055百万円、災害復旧：6,073百万円)(国費)

② 受託工事費(港湾：5,523百万円)(国費)

③ 社会資本整備総合交付金(762,652百万円【うち臨時・特別措置額34,906百万円】)の内数、防災・安全交付金(1,038,804百万円【うち臨時・特別措置額254,082百万円】)の内数及び復興庁計上の社会資本整備総合交付金(119,782百万円)の内数(いずれも国費)

④ 観光庁計上のインフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業(1,301百万円)の内数(国費)

⑤ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金(5,193百万円)の内数(国費)

⑥ 港湾関係起債事業の起債見込み額(86,855百万円)

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 【所管別内訳】

### (1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	令和2年度					前 年 度 (D)
	通 常 分 (A)	対前年度比 (A/D)	臨 時・特 別 措 置 額 (B)	合 計 (C=A+B)	対前年度比 (C/D)	
国 土 交 通 省	226,449	1.00	39,482	265,931	1.18	226,250
港 湾 局	204,073	1.00	34,257	238,330	1.17	204,017
北 海 道 局	17,360	1.01	3,555	20,915	1.21	17,264
国 土 政 策 局	5,016	1.01	1,670	6,686	1.35	4,969
離 島	3,474	1.01	0	3,474	1.01	3,429
奄 美	1,542	1.00	1,670	3,212	2.09	1,540
内 閣 府	14,632	1.19	2,320	16,952	1.38	12,323
沖 縄 振 興 局	14,632	1.19	2,320	16,952	1.38	12,323
合 計	241,081	1.01	41,802	282,883	1.19	238,573

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	令和2年度					前 年 度 (D)
	通常分	対前年度比	臨時・特別 措置額	合 計	対前年度比	
	(A)	(A/D)	(B)	(C=A+B)	(C/D)	
国 土 交 通 省	11,016	1.07	2,626	13,642	1.32	10,318
港 湾 局	11,016	1.07	2,626	13,642	1.32	10,318
内 閣 府	6	1.00	-	6	1.00	6
沖 縄 振 興 局	6	1.00	-	6	1.00	6
合 計	11,022	1.07	2,626	13,648	1.32	10,324

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分	令和2年度		前年度
	通常分	対前年度比	
	(A)	(A/B)	(B)
港湾整備事業	10,055	0.34	29,745
災害復旧事業等	6,073	3.06	1,987
合計	16,128	0.51	31,732

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 本表のほか、復興庁計上の社会資本整備総合交付金(119,782百万円)の内数がある。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 【新規制度】

事 項	新規制度内容	備考
1. 洋上風力発電の促進	○再エネ海域利用法に基づく促進区域の管理の実施、基地港湾におけるふ頭の機能強化及び発電事業者の長期安定的な利用が可能となる制度を創設。	

## 【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容				
1. 国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設 ＜創設＞	<p>○欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税・特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率（純トン数1トンまでごと）を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108円 (とん税48円、特別とん税60円)</td> <td>54円 (とん税24円、特別とん税30円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年10月1日より施行</p>	現行	改正後	108円 (とん税48円、特別とん税60円)	54円 (とん税24円、特別とん税30円)
現行	改正後				
108円 (とん税48円、特別とん税60円)	54円 (とん税24円、特別とん税30円)				
2. 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長 ＜延長＞	<p>○環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るため、作業船の買換に係る特例措置を、譲渡する作業船の船齢要件を40年未満から35年未満に見直した上で、3年間延長する。</p> <p>(所得税・法人税の特例) 作業船の買換等に係る所得税・法人税について、比率80/100の圧縮記帳</p>				
3. 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長 ＜延長＞	<p>○市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づいて、臨港地区において民間企業が取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置を4年間延長する。</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)（取得後4年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣配分又は知事配分資産 1/2</li> <li>・その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</li> </ul>				
4. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 ＜延長＞	<p>○事業者が取得する廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置を2年間延長する。</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣配分又は知事配分資産 1/2</li> <li>・その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</li> </ul>				